

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 改定の内容

医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成21年 4 月 1 日から実施すること。